

小規模企業共済法の一部を改正する法律案(閣法第四六号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、最近における個人たる事業者の実態を踏まえ、小規模企業共済制度の充実を図るため、小規模企業者の範囲を拡大する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、共済契約を締結することができる小規模企業者の範囲の拡大

共済契約を締結することができる小規模企業者の定義に、個人たる小規模企業者の営む事業の経営に携わる個人(共同経営者)を追加する。

二、共済契約の締結拒絶事由の拡大

独立行政法人中小企業基盤整備機構が共済契約の締結を拒絶することができる事由に、小規模企業共済事業の適正かつ円滑な運営を阻害することとなるおそれがあるものとして経済産業省令で定める場合に該当するときを追加する。

三、共済契約が解除されたものとみなされる事由の見直し

共済契約が解除されたものとみなされる事由のうち、個人たる小規模企業者としての地位において締結

した共済契約に係る共済契約者がその事業と同一の事業を営む会社を設立するために事業を廃止する場合において、その事業に係る金銭以外の資産の出資（現物出資）をすることを条件としないものとする。

四、共済契約に係る掛金納付月数の通算の適用対象となる者の拡大

共済契約に係る掛金納付月数の通算の適用対象となる者に、配偶者又は子に事業の全部を譲渡した共済契約者であつて、解約手当金の支給を受ける権利を配偶者又は子に譲渡していないものを追加する。

五、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 この法律の施行に伴う所要の経過措置について規定する。